

○上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年6月30日

規則第152号

改正 平成18年12月20日規則第36号

平成19年3月28日規則第2号

平成31年3月19日規則第8号

令和4年9月30日規則第21号

注 令和4年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年上野原市条例第205号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 条例第2条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理する期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請の資格
- (6) 申請受付期間
- (7) 申請に必要な書類
- (8) 選定の基準
- (9) その他市長等が必要と認める事項

2 前項の公募は、公示するとともに、市の広報紙、ホームページへの掲載等必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第3条 条例第3条の申請をすることができる団体等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 国税及び地方税を滞納しているもの

2 前項の団体等については、法人格の有無は問わない。

3 前2項に掲げるもののほか、申請資格については、指定管理者を募集する公の施設に応じてその都度定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条の規則で定める申請書は、上野原市公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第2号の市長等が特に必要なものとして規則で定める書面は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを証する書類

ア 法人にあつては、当該団体等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書

イ 非法人にあつては、当該団体等の規約及び代表者の身分証明書

(2) 申請資格に関する申立書（様式第2号）

(3) 国税及び地方税の納税証明書（募集の開始日以降に交付されたもの。）又は国税及び地方税に関する申立書（様式第3号）

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 当該団体等の経営状況を示す書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体等に限る。）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているものに限る。）

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体等及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体等に限る。）

エ 事業報告書を作成している場合は、当該事業報告書

(6) その他市長等が必要と認める書類

(指定管理者選定審査会の組織)

第5条 条例第4条第3項の上野原市公の施設の指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、副市長を含む市の職員及び識見を有する者で構成し、市長が委嘱又は任命する。

(委員長)

第6条 審査会に委員長を置き、委員長には副市長をもって充てる。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(審議)

第8条 審査会は、指定管理者の指定の申請をした団体等に係る当該申請の内容を審議し、指定管理者の候補者の選定について市長等に意見を述べるものとする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部財政経営課において処理する。

(指定の通知)

第10条 条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、上野原市公の施設の指定管理者の指定通知書(様式第4号)により通知するとともに、その旨を告示するものとする。

(協定の締結事項)

第11条 条例第7条の規定による協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 管理の基準に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (6) 管理費用に関する事項
- (7) 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- (9) その他市長等が必要と認める事項

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月20日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第2号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日規則第8号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日規則第21号)
(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則(次項において「旧規則」という。)の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の規則の規定により提出された様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。